

事務負担の軽減及び 生活保護費の適正支給の確保策等について

生活保護ケースワーカー数等の状況

- 生活保護の実務を担うケースワーカーについては、平成21年から約4千人増、また、1人当たり担当世帯数は減少。
ケースワーカーの配置については、社会福祉法の標準数(※)を踏まえて必要な交付税措置を行うとともに、自治体に対する指導監査において必要な人員体制を確保するよう助言指導。

※ ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部80世帯に1人、郡部65世帯に1人を「標準」として定められている。

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成21年10月	13,881人	1,274,231世帯	91.8世帯
平成28年10月	18,183人 (+4,302人)	1,637,866世帯 (+363,635世帯)	90.1世帯 (▲1.7世帯)

※ 出典:福祉事務所人員体制調査及び被保護者調査

(参考) 地方交付税算定上の基礎となる人口20万人(市部人口10万人)当たりケースワーカーの数

※括弧内は前年度からの増員数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県(郡部)	22人	22人	23人	23人	23人	24人	24人	24人	24人
※人口20万人当たり	(+3)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(±1)	(±0)	(±0)	(±0)
市部	15人	16人							
※人口10万人当たり	(+2)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)

生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

【要旨】

令和3年度補正予算 284,537千円

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、従前の試行的取組を踏まえた新たな自治体の試行的取組を促進し、効率化の効果が高かった取組の反映・横展開を行うとともに、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化について調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

- 以下のテーマに沿った自治体の取組に対して補助(1テーマ当たり3自治体を想定) ※テーマに変更があり得る。
 - ・ アプリケーションの開発による各種届出書類のオンライン化
 - ・ タブレット等の導入による、遠隔地(施設、離島等)の被保護者とのオンライン面談の実施等
 - ・ 各種申請書等のAI-OCR及びRPA(※)の導入による電子化と取得データの分析(※) Robotic Process Automation: ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術
 - ・ 関係先調査の電子化に係る効果測定、問題点の整理
 - ・ その他事業(自治体の創意工夫による取組)
- 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。

【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【所要額】 190,800千円(1自治体当たり 12,720千円 × 15自治体程度)

2. 調査研究委託事業

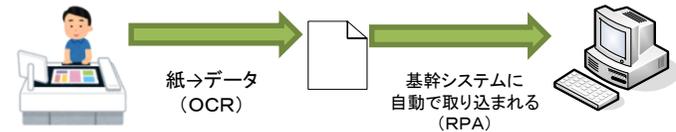
- 令和4年8月までに決定する生活保護業務標準仕様書の作成及び制度改正等による標準仕様書改訂に向けた調査研究

【所要額】 93,737千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】

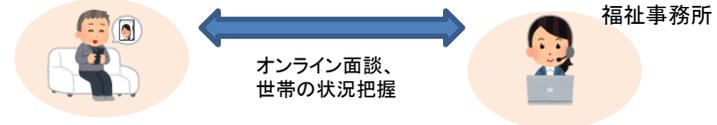
○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



○ タブレットを活用した面談、家庭訪問



○ オンライン面談、家庭訪問



【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和元年12月23日閣議決定) (抄)

4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

(16) 生活保護法(昭25法144)

(iv) ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。

- ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
- ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

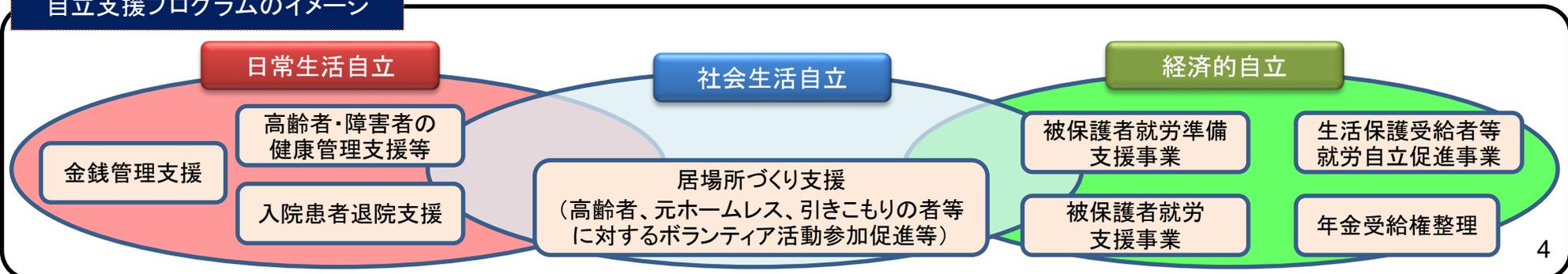
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



都道府県の援助規定（平成30年改正）

○生活保護法

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

不正受給の状況

- 令和2年度の不正受給件数及び金額は前年度より微減。
- 内容の約6割は稼働収入の無申告や過小申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額
	件	千円	千円
H28	44,466	16,766,619	377
H29	39,960	15,530,019	389
H30	37,234	14,005,954	376
R1	32,392	12,960,895	400
R2	32,090	12,646,593	394

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	令和2年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5
稼働収入の過小申告	3,551	11.1
各種年金等の無申告	5,678	17.7
保険金等の無申告	771	2.4
預貯金等の無申告	387	1.2
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2
その他	5,434	16.9
計	32,090	100.0

(注1)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(注2)「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。

平成25年生活保護法改正における不正・不適正受給対策の強化等

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施。

【施行期日：平成26年7月1日】

主な改正内容

(1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
 - 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける
- (※)回答義務の対象の例
自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

(2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

(3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護費と調整することを可能とする

(4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする
- ※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日※ 等）
※令和元年11月支払いより適用

生活保護における居住地特例について

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関(福祉事務所)が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料定額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○	○(※1)
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者	○	○(※1)
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者	×	○(※1)
サービス付き高齢者住宅(有料老人ホームに該当しないもの(※2))	×	×
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×

※1 定員が29名以下の地域密着型の施設は住所地特例の対象外

※2①特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの

②賃貸借方式のもの、又は有料老人ホームに該当するサービスを提供していないもの

生活保護の最近の状況

生活保護の申請件数について、令和2年度の前年同月比をみると、4月に2割強と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少が続いたが、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度も4月は前年4月の急増を受けて減少したが、5月以降は7ヶ月連続で増加している。

■生活保護受給者数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
生活保護受給者数(万人)	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9
対前年同月比(%)	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.2	▲1.1	▲1.0	▲0.9	▲0.8	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.5
対前月比(%)	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.03	0.02	▲0.1	0.1	▲0.04	▲0.1	0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.05	▲0.03	▲0.03	0.02	▲0.01	0.1

■生活保護受給世帯数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
生活保護受給世帯数(万世帯)	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4
対前年同月比(%)	0.01	0.1	0.1	▲0.03	▲0.1	0.002	▲0.1	▲0.03	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5
対前月比(%)	▲0.04	0.1	0.02	0.01	▲0.1	0.02	0.1	▲0.02	0.1	0.004	▲0.1	0.3	▲0.2	▲0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1

■保護の申請件数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
保護の申請件数	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061	17,424	22,839	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093
対前年同月比(%)	24.9	▲9.7	▲4.4	▲11.1	▲4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2	8.1	8.6	▲10.8	2.3	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6
対前々年同月比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.6	11.4	▲7.6	8.3	▲6.1	5.5	7.9	2.4	13.6
対前月比(%)	2.2	▲16.3	▲4.4	14.3	▲11.2	8.9	▲2.0	2.4	▲9.2	15.9	▲13.1	31.1	▲16.1	▲4.0	5.9	6.6	▲7.5	5.0	▲7.1	12.6

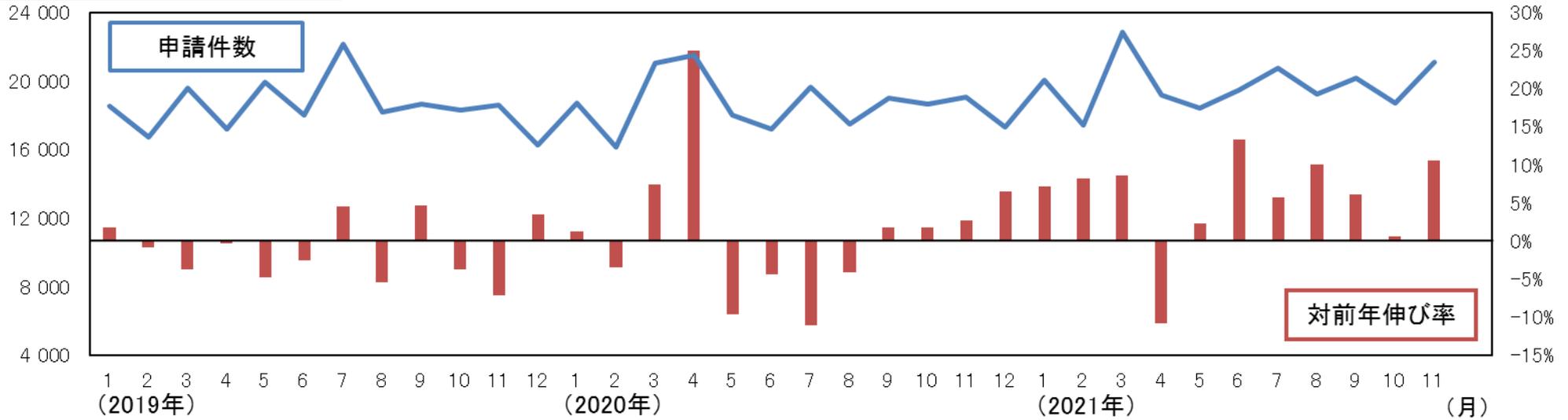
■保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
保護開始世帯数	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072	16,518	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	18,447
対前年同月比(%)	14.9	7.5	▲6.3	▲14.5	▲7.8	3.6	▲3.4	2.6	4.0	8.2	9.8	8.7	▲9.7	▲7.7	12.3	7.3	9.3	7.3	▲1.7	9.1
対前々年同月比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	3.7	▲0.7	5.3	▲8.2	0.8	11.2	▲5.1	11.9
対前月比(%)	3.5	▲12.7	▲10.4	5.9	▲7.9	12.5	1.9	▲0.1	2.2	▲6.9	2.8	23.1	▲14.0	▲10.8	9.0	1.1	▲6.2	10.5	▲6.7	10.9

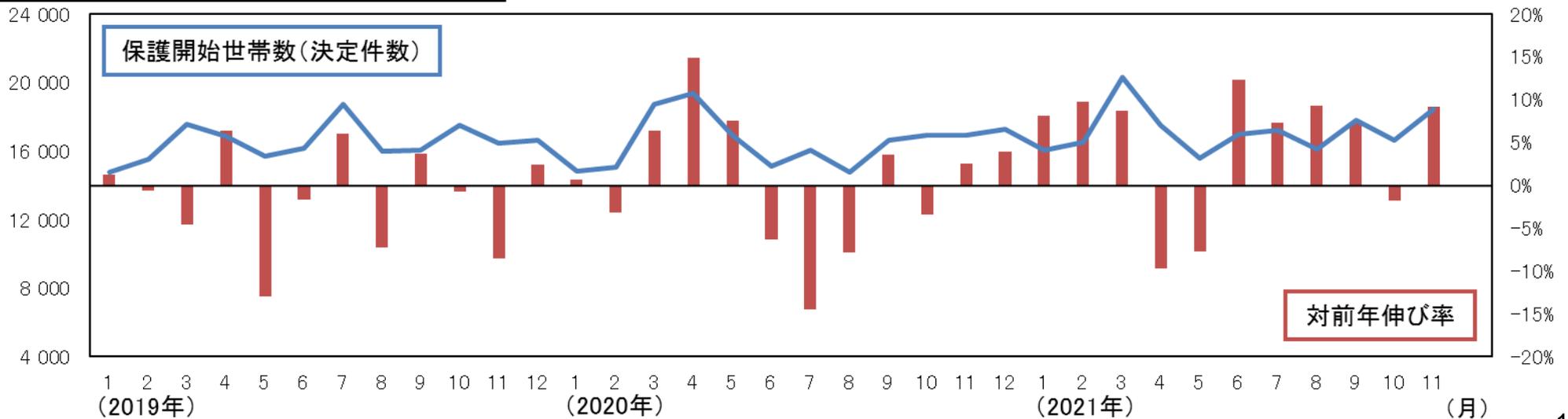
※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について（概要）

1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、主に以下につき、随時、事務連絡^(※)により周知

(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を发出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
 - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
 - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越しなくてよい取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を发出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の发出)
 - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として、「20年間音信不通」を例示
⇒「著しい関係不良」の場合として整理
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐる対立している」、「縁が切られている」を例示)
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
 - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(二次補正(4.2億円)、三次補正予算(140億円の内数))
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(三次補正予算(4.8億円))

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携に関する規定 (平成30年改正)

○生活困窮者自立支援法

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

○生活保護法

(情報提供等)

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。